

令和7年12月17日

## 公 告

陸上自衛隊

日本原駐屯地業務隊長  
(公印省略)

防衛省陸上自衛隊日本原駐屯地における売店(クリーニング)の設置及び  
経営に関する業者の募集について

陸上自衛隊日本原駐屯地において、クリーニング店の設置及び経営を行う業者につい  
て、次のとおり募集します。

## 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 募集要領・仕様書等の説明会に参加すること。
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 2 設置方法

国有財産法第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可

## 3 募集店舗数

クリーニング店 1店舗

#### 4 募集要領の配布

(1) 配布期間

令和8年1月7日(水)～1月21日(水)

午前9時から午後5時の間に配布(ただし、土、日、祝除く。)

(2) 配布方法

ア 陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載

イ 陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科で配布

#### 5 募集要領・仕様書説明会、現場説明会

(1) 日時 令和8年1月23日(金)午後3時

(2) 場所 日本原駐屯地厚生センター(武蔵館)

(3) 携行品 募集要領及び仕様書、印鑑(認印可)

(4) 申込先 陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科(担当 吉川)

〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地

TEL 0868(36)5151 内線583

FAX 0868(36)2198

※ 参加を希望される場合は、令和8年1月22日(木)午後1時まで、会社名、電話番号、出席者氏名、乗り入れ車両(車名、車番)を電話またはFAXでご連絡下さい。

本説明会に不参加の場合は、公募に参加できません。

#### 6 お問い合わせ先

第5項4号の説明会申込み先に同じ。

「防衛省陸上自衛隊日本原駐屯地における売店（クリーニング）の設置及び経営」募集要領及び仕様書

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊

## 募集要領

## 1 概要

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する陸上自衛隊日本原駐屯地において、隊員及びその家族の福利厚生の上昇に資するため、クリーニング店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

## 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 募集要領・仕様書等の説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれ不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 3 設置施設の所在地及び名称

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地

## 4 募集要領・仕様書等の説明会

- (1) 日 時  
令和8年1月23日（金）午後3時
- (2) 場 所  
日本原駐屯地厚生センター（武蔵館）
- (3) 携行品  
募集要領、仕様書、印鑑（認印可）
- (4) 注意事項

ア 本説明会に不参加の場合は、公募に参加できません。

イ 説明会に参加を希望される場合は、令和8年1月22日（木）午後1時まで、会社名、電話番号、出席者氏名（各業者2名以内）、乗り入れ車両（車名、車番）を電話またはFAXでご連絡下さい。

## (5) 申込先

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科 (担当 吉川)  
〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地  
TEL 0868(36)5151 内線583  
FAX 0868(36)2198

## 5 設置条件

## (1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

## (2) 設置業種及び店舗数

クリーニング店 1店舗

## (3) その他

仕様書のとおり。

## 6 応募手続等

## (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに手交又は郵送すること。なお、提出された書類は返却しない。

## ア 提出書類

## (ア) 申請書1部 (別紙様式第1)

## (イ) 企画提案書18部 (別紙様式第2)

a 主な取扱予定商品・利用料金表 (別紙様式第3)

b 営業日及び営業時間

c 従業員管理 (身元管理、健康管理等) 及び人員配置

d 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

e 衛生管理方法

f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

g 精算方法 (レジ (現金)、電子マネー、プリペイドカード等)

h 陸上自衛隊日本原駐屯地における営業方針

i 災害発生時における対応内容

j その他のアピールポイント

## (ウ) 企画提案書付属書類18部

店内レイアウト、その他企画提案書の具体的資料等 (日本工業規格A4)

## (エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

a 業務確約書 (別紙様式第4)

b 戸籍抄本 (法人である業者にあつては、登記簿謄本 (履歴事項全部証明書))

※発行後3ヵ月以内のもの

c 営業経歴書、財務諸表 (直近のもの)

d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

(個人: その3の2、法人: その3の3)

※発行後3ヵ月以内のもの

e 会社概要 (本社所在地、設立年月日、資本金、社員数、店舗数、売上高が記載されたものであれば任意様式、パンフレット可)

- f 印鑑証明書  
※発行後3ヵ月以内のもの
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
- h 誓約書(別紙様式第5)
- i 役員名簿(別紙様式第6)
- j 資格決定通知書(全省庁統一資格)の写し  
(注)防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先  
第4項5号の説明会申込先に同じ。

ウ 提出期限  
令和8年2月6日(金)必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更(修正、差し替え、削除、追加)を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者とする。

なお、必要に応じて、見本審査又はプレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程等については、別途通知する。

8 決定業者の発表等

(1) 日時等

令和8年3月2日(月)

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科から直接連絡する。

(2) 決定業者説明会

業者決定後の調整による。

9 業者決定後の提出書類

決定業者説明会時に示す。

## 申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

法人・個人の別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

法人・個人

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する陸上自衛隊日本原駐屯地において、クリーニング店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを申請印は登録印を使用してください。

## 企画提案書（2枚以内）

会社名：

a 主な取扱予定商品・利用料金表（別紙様式第3）
b 営業日及び営業時間 (a) 平日 営業時間： (b) 土曜日 営業：有・無 営業時間： (c) 日祝日 営業：有・無 営業時間： (d) 臨時営業の可否 可・否
c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
d 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
e 衛生管理方法（200字以内）

f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法  
(200字以内)

g 精算方法 (レジ (現金)、電子マネー、プリペイドカード等) (200字以内)

h 陸上自衛隊日本原駐屯地における営業方針 (200字以内)

i 災害発生時における対応方針 (200字以内)

j その他のアピールポイント (200字以内)



業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊日本原駐屯地における売店（クリーニング）の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

法人・個人の別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

法人・個人

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを申請印は登録印を使用してください。

## 誓 約 書

- 私  
 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第6により変更後の役員名簿を提出します。

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

#### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運

動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※ 1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力団不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※ 2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
中国四国防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印



## 仕様書（その1）

- 1 業務件名  
陸上自衛隊日本原駐屯地におけるクリーニング店の設置及び経営
- 2 業務内容  
クリーニング店の設置及び経営
- 3 相手方の決定  
本業務を行う者については、陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
  - (1) 申請書等の提出本業務を行う者は、クリーニング店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
  - (2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
  - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
    - ア 国が使用財産を使用するとき。
    - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
  - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。  
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格  
丙は、以下の条件を満たしていること。
  - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
  - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
  - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
  - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料  
丙は、乙にクリーニング店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を歳入徴収官が指定する期日までに納入すること。  
※光熱水料は、別途徴収する。
- 7 費用負担  
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。
- 8 名義使用の制限  
丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。
- 9 管理責任
  - (1) 丙は、自らの責任においてクリーニング店を管理し、火災、盗難等の予防について、常に注意し、丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠

償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

#### 10 衛生等の健康保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

#### 11 情報保全の順守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

#### 12 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

#### 13 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。

#### 14 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立入りについては、日本原駐屯地で定められた関係規則の手続を行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) クリーニング店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水量のほか、利用物件の維持保存のため通常必要する修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 丙は、業務実施に当たり、常に良好なサービスの提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

- (7) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 丙は、常に設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (11) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (12) 甲緊急時等の都合により、丙による使用中止を求める場合がある。
- (13) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

## 仕様書（その2）

- 1 募集業種  
クリーニング取次
- 2 設置場所  
日本原駐屯地厚生センター
- 3 使用許可面積  
21.00 m<sup>2</sup>
- 4 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、土・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
  - (2) 営業時間  
原則として、1000～1900までとし、それ以外は任意又は別途協議とする。
- 5 その他の営業条件  
国の行事、緊急時等は国が使用する場合がある。